

広島県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十一年広島県告示第二百九十五号で認可した江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

江田島市

二 都市計画事業の種類及び名称

江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月九日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし